

# 一般社団法人認知症フレンドリージャパン・イニシアチブ 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人認知症フレンドリージャパン・イニシアチブと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都武蔵野市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、認知症の人が暮らしやすい社会（認知症フレンドリー社会）の実現を目的とする。認知症当事者、家族、企業、自治体、医療福祉関係者、NPO等をつなぐプラットフォームとしての機能を果たしながら、次の事業を行う。

- (1) セクターを超えた対話と協働の推進（プラットフォーム）
- (2) 認知症フレンドリー社会に関する調査研究事業
- (3) 認知症フレンドリー社会に関する普及啓発事業
- (4) 認知症フレンドリーに関する指標づくりや認定事業
- (5) 行政や企業と協働したモデル地域における社会実験
- (6) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 会 員

(会員の構成)

第5条 この法人の会員は、次の3種として、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人

一般会員 この法人の目的に賛同して入会した個人

賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第6条 正会員、一般会員及び賛助会員として入会しようとする者は、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(会費)

第7条 正会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 一般会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

3 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(社員の資格喪失)

第8条 正会員、一般会員及び賛助会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意があったとき。

(退社)

第9条 正会員、一般会員及び賛助会員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第10条 当法人の正会員、一般会員及び賛助会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は、正会員、一般会員及び賛助会員としての義務に違反したときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の特別決議により、その正会員、一般会員及び賛助会員を除名することができる。

(会員名簿)

第11条 当法人は、正会員、一般会員及び賛助会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

### 第3章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、第5条が定める正会員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

社員の除名

理事及び監事の選任または解任

理事及び監事の報酬等の額

計算書類等の承認

定款の変更

解散

その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(社員総会)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(開催地)

第15条 社員総会は、主たる事務所の所在地、又は理事会の決議により決定された場所において開催する。

(招集)

第16条 社員総会の招集は、理事会の決議をもって決定し、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より5日前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第17条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の3分の1を超える社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第18条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

## 第4章 役員

(員数)

第21条 当法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上7名以内

(2) 監事 1名

(選任等)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(理事の職務権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

(代表理事の選定及び職務権限)

第25条 当法人は、代表理事1名以上を置き、理事会の決議によって理事の中から選定する。

2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内親族その他と区別のある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(監事の職務権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(役員報酬等)

第27条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上

の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第 28 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除)

第 29 条 当法人は、役員的一般法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

## 第 5 章 理事会

(構成)

第 30 条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 31 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第 32 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第 35 条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

## 第 6 章 基金

(基金の拠出)

第36条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第37条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第38条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第39条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事が決定したところに従って行う。

## 第7 計算

(事業年度)

第40条 当法人の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第41条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第42条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第43条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

(残余財産の帰属)

第44条 当法人が解散(合併又は破産による解散を除く)したときに残存する財産は、社員総会の決議を経て、これを富士宮市に帰属させる。

## 第8章 附則

(最初の事業年度)

第45条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成28年6月30日までとする。

(設立時社員の氏名及び住所)

第46条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

川崎市中原区上小田中 1-20-32-203

岡田 誠

東京都江戸川区平井 7-4-1-215

庄司 昌彦

東京都武蔵野市吉祥寺南町 5-14-3

徳田 雄人

2 当法人の設立時代表理事は、設立時理事の互選によって選定する。

(法令の準拠)

第47条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人認知症フレンドリージャパン・イニシアチブ設立のため、本定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成27年7月21日

設立時社員 岡田 誠

設立時社員 庄司 昌彦

設立時社員 徳田 雄人